

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」（平成 1 5 年 7 月 1 日施行）に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 戒 告

部活動指導員の不適切な指導

被 処 分 者	会計年度任用職員 6 5 歳
事案の内容	被処分者は、令和 8 年 4 月 4 日の部活動において、自身の指示と異なる行動及び反抗的と思われる発言があった生徒に対し、右手を生徒の右肩に置いて複数回口頭で注意を行った際、生徒の右肩を押し、心身に痛みを生じさせた。また、令和 7 年 1 1 月頃から令和 8 年 4 月頃にかけて、自身の指示に従わない複数の生徒に対し、指示の履行を促すため近づいた際、持っていた部活動の用具を生徒の臀部や腹部に接触させた。
処分の内容	戒告
発令年月日	令和 8 年 7 月 2 9 日
根 拠 規 定	地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

2 戒 告

物品の不適切な購入及び管理による物品所在不明

被 処 分 者	主事 2 9 歳
事案の内容	被処分者は、業務における消耗品購入担当者として、他の職員から依頼を受けた物品のみを購入すべきところ、自己の判断で必要性及び経済性について十分な検討を行わないまま物品を他の購入予定物品に上乗せして購入した。また、一部の物品については、適切な管理を行わず、被処分者による納品検査後から所在確認ができない状況となった。
処分の内容	戒告
発令年月日	令和 8 年 7 月 2 9 日
根 拠 規 定	地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号